地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域のお宝発掘・発展・発信事業における補助金の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）地域自治区　宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 62 号）第２条に規定する地域自治区をいう。

（２）地域協議会　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の５第１項に規定する地域協議会をいう。

（３）地域まちづくり推進委員会　宮崎市地域コミュニティ活動交付金に関する規則（平成 21 年規則第 16 号）第２条第３号に規定する地域まちづくり推進委員会をいう。

（４）地域魅力発信プラン　地域自治区において地域協議会を中心に策定されるそれぞれの地域まちづくりの方向性を掲げたものをいう。

（目的）

第３条　この補助金は、それぞれの地域自治区における地域魅力発信プランの実現に向けた地域の主体的な取組に対し、その事業に係る経費を補助することにより、地域魅力発信プランの実現を促進し、それぞれの地域自治区における地域資源である「お宝」の磨き上げや発信、並びに、住みよく誇りと愛着をもった地域づくりに寄与することを目的とする。

（補助事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、それぞれの地域協議会が地域魅力発信プランの実現に寄与するとともに、継続性があると認める事業とし、原則として、１つの地域自治区において１つの事業とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助対象としない。

（１）国、宮崎市若しくは他の地方公共団体又はその他の団体から重複して補助を受ける事業

（２）特定の個人や団体の利益のみを目的とし、公益性を欠く事業

（３）政治活動又は宗教活動を目的とする事業

（４）暴力団関係者を利する事業

（５）その他市長が適当でないと認めた事業

３　施設の整備又は設置を伴う事業で、補助事業完了後も当該施設の維持管理が必要となる場合は、事業完了後の取扱いが明確で、かつ、確実な場合に限り、補助対象とする。

（補助事業者）
第５条　補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
（１）５人以上で組織された団体であること。
（２）政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
（３）宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
（４）宮崎市税を滞納していないこと。
（補助対象経費）
第６条　補助の対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とし、別表第１のとおりとする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。
（１）補助事業と直接関係のない経常的な活動に要する経費
（２）その他市長が適当でないと認めた経費
（補助金の額）
第７条　補助金の額は、予算の範囲内において各地域自治区ごとに別表第２に定める限度額以内とする。
（交付申請）
第８条　補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）団体活動状況調書（様式第４号）
（４）その他必要と認める書類
２　補助事業者は、前項の補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
３　前項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をしたものは、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、速やかに市長に報告し、その仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
４　補助事業者は、補助事業において土地等を使用するときは、申請前に土地等の

所有者や管理者の同意について適切な手続をとらなければならない。

（交付決定及び通知）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定したときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の方法）

第10条　補助金の交付は、原則として概算払いとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第11条　市長は、この補助金を受ける補助事業者が第４条及び第５条の規定若しくは交付決定の際に付した条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取消すものとする。

２　市長は、補助金の交付決定を取消すときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（代表者等の変更の届出）

第12条　補助事業者は、代表者、名称及び所在地等を変更したときは、速やかに地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る代表者等変更届出書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第13条　補助事業者は、補助事業の計画を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金事業計画変更（廃止・中止）承認申請書（様式第８号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第９条の規定による決定を変更することができる。

３　市長は、補助事業の計画の変更を承認したときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金事業計画変更（廃止・中止）決定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過する日又は翌年度の４月20日のいずれか早い期日までに、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業実施報告書（様式第11号）

（２）収支決算書又は収支決算見込書（様式第12号）

（３）その他必要と認める書類

（補助金の確定）
第15条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。
（報告及び調査）
第16条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業についてその遂行状況や補助事業完了後の経過について、報告を求め、又は実地に調査することができる。
（帳簿等の備付け及び保管期間）
第17条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿等を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　帳簿等の保管期間は、当該事業の完了（廃止及び中止を含む。）した年度の翌年から５年間とする。ただし、次条第１項に規定する台帳の保管期間については、この限りでない。
（財産の取得、管理及び承継）
第18条　補助事業者は、土地や建物などの不動産を取得するときは、権利関係を明確にするため、法人格を有しなければならない。
２　補助事業者は、補助事業で取得した備品、施設及び土地（以下「財産」という。）について、それぞれ台帳（様式第14号）を作成し、その写し及び図面等の関係書類を実績報告と同時に提出しなければならない。
３　前項に規定する備品は、形状又は性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、１個又は１組の取得価格が１万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の物品とする。
４　第１項に規定する施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第１（ただし、器具及び備品を除く。）及び別表第２に定めるものとする。
５　補助事業者は、補助金の交付の目的の範囲内において、補助事業により取得した財産の管理者を変更しようとするときは、あらかじめ、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る財産の管理者変更届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
６　補助事業者又は前項の規定により財産の管理者となった者は、当該財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効果的な運用を図らなければならない。
（財産の処分の制限）
第19条　補助事業により取得した財産のうち、１個又は１組の取得価格が10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは、処分の制限を受ける財産とする。
２　前項の処分の制限を受ける財産は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分してはならない。ただし、補助事業者が当該財産の取得に要した補助金に相当する金額を市に納付した場合又は省令に定める期間若し

くはそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りでない。
3　前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
4　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る財産処分承認通知書（様式第17号）により通知するものとする。
5　市長は、前項の財産処分の承認を受けた者に対し、当該承認に係る財産を処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

（情報の公表）

第20条　市長は、補助金を交付した補助事業について、補助事業の内容等を公表することができる。
2　補助事業者は、補助金の交付を受けた事業に関して、一般に対して自ら広く情報の開示に努めなければならない。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年６月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年６月29日から施行する。

別表第１

対象経費	内容	補助率
人件費	給与、アルバイト賃金及び社会保険料等	10 分の 10 以内
報償費	講師及び指導者等への謝礼金	
旅費	交通費及び宿泊費	
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費、光熱水費、修繕料及び賄材料費等	
役務費	通信運搬費、広告料、手数料及び保険料等	
委託料	特別な知識及び技術を必要とする事務、事業、調査及び試験研究等を委託するための経費	
使用料及び賃借料	施設及び事業用機械器具等を使用するための経費	
工事請負費	特別な知識及び技術を必要とする工作物等の設置、移転及び撤去などに要する経費	
原材料費	工事、作業及び工作等のために必要な材料を購入するための経費	
財産購入費	土地及び建物等を購入するための経費	
備品購入費	備品を購入するための経費	
負担金	視察及び研修会等で訪問先に支払う参加負担金等	
公課費	公租公課に要する経費（法人設立における登録免許税を含む）	
創立費	定款や諸規則の作成、金融機関等の取扱手数料など、法人の設立に要する費用	4 分の 3 以内

別表第２

年度	限度額
平成28年度	200万円
平成29年度	平成28年度の未交付額に200万円を加えた額
平成30年度	平成29年度までの未交付額に200万円を加えた額
平成31年度	平成30年度までの未交付額に200万円を加えた額
平成32年度	平成31年度までの未交付額に200万円を加えた額

様式第１号（第８条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付申請書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額

２　補助申請事業名

３　添　付　書　類
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）団体活動状況調書（様式第４号）
（４）その他必要と認める書類
※地域協議会が認めたことがわかる書類
※団体の規約、予算書又は決算書等の写し（既存のものがある場合）
※団体の活動をＰＲできる書類（既存のもの（会報等）がある場合）
※事業内容により特に必要とする書類（見積書、事業終了後の取扱いを定めたもの、土地等の使用に係る同意書等）

様式第２号（第８条関係）

事　業　計　画　書

団　　体　　名	
事　　業　　名	
地域自治区名	
事業の目的	
地域魅力発信プランとの関連	
事業の実施期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
事業の概要（全体計画）	※詳細は年間活動計画書（別紙）に記載してください
期待される事業効果（事業の成果、他地域への波及効果、新たな地域の担い手の育成など）	
事業実施のための創意工夫点	
次年度以降の事業内容及び補助金申請の有無	
その他	

（別紙）

年　間　活　動　計　画　書

実施日	事業の内容	実施場所	参加人数	備考

※補助対象となる事業について、時系列に詳細を記載してください。

様式第３号（第８条関係）

収　支　予　算　書

１　収入の部

（単位：円）

科　目	金　額	備　考
補　助　金		
団体負担金		
そ　の　他		
合　計		

２　支出の部

（単位：円）

科　目		金　額	内　訳	備　考
補助対象経費				
	小計			
補助対象外経費				
	小計			
合　計				

様式第４号（第８条関係）

団体活動状況調書

<table>
<tr><td>（ふりがな）
団　体　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
代表者職氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の
所　　在　　地</td><td colspan="4">住所：〒

電話番号：　　FAX 番号：
E-mail：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団 体 の 区 分
(該当するもの
に☑)</td><td colspan="4">□特定非営利活動法人　□公益法人　□会社　□協同組合
□その他の法人（　　）　□地縁組織
□ボランティア団体　□その他の任意団体（　　）</td></tr>
<tr><td>設立年月日
(活動開始年月)</td><td>年　月　日
(　　年　　月)</td><td>法人格の有無</td><td>□有
□無</td></tr>
<tr><td>設　立　目　的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>組　織　状　況</td><td colspan="4">構成員（会員）数　　人　／　事務局スタッフ　　人
年間収入　　円
実施体制（役員構成や補助事業を中心となって行う者の氏名等）</td></tr>
<tr><td>活　動　内　容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主な活動実績</td><td colspan="4">（過去２年間程度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担
当
者</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="3">電話：　　FAX：
E-mail：</td></tr>
</table>

様式第５号（第９条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付決定通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

宮崎市長

平成　　年　　月　　日付けで交付申請のあった平成　　年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、同交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　金　　円

２　補助事業名

３　補助金の交付の条件

（１）補助事業の計画を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（２）この補助金の使途、その他について不適当と認めたときは、決定の取消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

（３）事業に必要な関係法令等に基づく許認可等を受けること。

（４）その他の条件

様式第６号（第11条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
交付決定取消通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

宮崎市長

平成　　年　　月　　日付けで交付申請のあった平成　　年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金の交付決定については、これを取消しましたので、同交付要綱第11条第２項の規定により通知します。

様式第７号（第12条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
に係る代表者等変更届出書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで交付申請した平成　　年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金について、下記のとおり変更したので、同交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

１　変更事項

項　目	変更前	変更後
所　在　地	〒	〒
名　　称		
（ふりがな） 代表者氏名		
連　絡　先		
そ　の　他		

２　変更年月日
平成　　年　　月　　日

様式第８号（第13条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
事業計画変更（廃止・中止）承認申請書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定のあった平成　　年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金について、補助事業の計画を変更（廃止・中止）したいので、同交付要綱第13条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更後の補助金申請額　　金　　円
（既交付決定額　　金　　円）

２　変更（廃止・中止）の理由

３　計画変更の内容

４　添付書類
※地域協議会が認めたことがわかる書類
※事業計画書、収支予算書等にあっては、変更の内容が対比できるように作成すること。

様式第９号（第13条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
事業計画変更（廃止・中止）決定通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

宮崎市長

平成　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定した平成　　年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金について、下記のとおり交付決定を変更（廃止・中止）しましたので、同交付要綱第13条第３項の規定により通知します。

記

１　変更交付決定額　　金　　円

２　計画変更の内容　　承認申請書記載のとおり

３　補助金の交付の条件
（１）補助事業の計画を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
（２）この補助金の使途、その他について不適当と認めたときは、決定の取消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
（３）事業に必要な関係法令等に基づく許認可等を受けること。
（４）その他の条件

様式第10号（第14条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
実績報告書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

平成　　年　　月　　日（平成　年　月　日変更）付け第　　号で交付決定を受けた補助事業を完了（廃止・中止）したので、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業名

２　添付書類
（１）事業実施報告書（様式第11号）
（２）収支決算書（様式第12号）
（３）その他必要と認める書類
※地域協議会の意見書
※財産の台帳（様式第14号）の写し
※補助事業に要した経費の支出状況を証明する書類（領収書の写し等）
※事業実施にあたり契約等を行った場合はその契約書の写し
※事業実施状況がわかる写真など

様式第11号（第14条関係）

事業実施報告書

団　体　名	
事　業　名	
地域自治区名	

実施日	事業の内容	実施場所	参加人数	備考
	※詳細に記載してください。			

事業の成果、目標の達成状況、自己評価等
今後の取組

様式第12号（第14条関係）

収　支　決　算（　見　込　）書

1　収入の部

（単位：円）

科　目	予算額	決算額	差	備　考
補　助　金				
団体負担金				
そ　の　他				
合　計				

2　支出の部

（単位：円）

科　目		予算額	決算額	差	内　訳
補助対象経費					
	小計				
補助対象外経費					
	小計				
合　計					

様式第13号（第15条関係）

平成　　年度 地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金
交付確定通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

宮崎市長

平成　　年　　月　　日付けで報告のありました地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので同交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1　事　業　名

2　交付決定額　　金　　円

3　交付確定額　　金　　円

様式第14号の１（第18条関係）

備　品　台　帳

№

団体名	
事業名	

番号	備　品　名 (ﾒｰｶｰ・型番号)	数量	取得金額 (単価)	取得年月日 購入業者名	保管場所	備考
1	(　　)		(　　)			
2	(　　)		(　　)			
3	(　　)		(　　)			
4	(　　)		(　　)			
5	(　　)		(　　)			
6	(　　)		(　　)			
7	(　　)		(　　)			
8	(　　)		(　　)			
9	(　　)		(　　)			
10	(　　)		(　　)			
11	(　　)		(　　)			
12	(　　)		(　　)			
13	(　　)		(　　)			
14	(　　)		(　　)			
15	(　　)		(　　)			

様式第14号の２（第18条関係）

施　設　台　帳

№

団体名						
事業名						
番号	施　設　名	所　在　地 (敷地の所有者)	施設概要	取得 金額	取得年月日 及び 購入業者名	備考
1		(　　)				
2		(　　)				
3		(　　)				
4		(　　)				
5		(　　)				
6		(　　)				
7		(　　)				
8		(　　)				

（注）施設の設計図、現況写真など当該施設の状況がわかる書類を添付すること。

様式第14号の３（第18条関係）

土　地　台　帳

№

団体名				
事業名				
1	用途(目的)			
	所　在　地			
	地　　目	公簿 現況	地 積 (㎡)	公簿 実測
	取 得 金 額		取 得 原 因	
	取得年月日		登記年月日	
	前所有者の 住 所 氏 名			
	備　　考			
2	用途(目的)			
	所　在　地			
	地　　目	公簿 現況	地 積 (㎡)	公簿 実測
	取 得 金 額		取 得 原 因	
	取得年月日		登記年月日	
	前所有者の 住 所 氏 名			
	備　　考			

（注）土地の図面、登記簿、現況写真など当該土地の状況がわかる書類を添付すること。

様式第15号（第18条関係）

地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る
財産の管理者変更届出書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

平成　　年　　月　　日（平成　年　月　日変更）付け第　　号で交付決定を受けた補助事業により取得した財産の管理者を下記のとおり変更したいので、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付要綱第18条第５項の規定により届け出ます。

記

事　業　名	
取得財産品名	
取得年月日	
取 得 価 格	
変 更 後 の 管　理　者	所在地 名称 代表者職氏名
変 更 後 の 使用方法等	
変更年月日	
変更の理由	

様式第16号（第19条関係）

地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る
財産処分承認申請書

平成　　年　　月　　日

宮崎市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名　　印

平成　　年　　月　　日（平成　年　月　日変更）付け第　　号で交付決定のあった補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付要綱第19条第３項の規定により申請します。

記

事　業　名	
取得財産品名	
取得年月日	
取 得 価 格	
処 分 方 法	（売却の場合は、売却先及び売却金額を記載すること。）
処分予定年月日	
処分の理由	

様式第17号（第19条関係）

地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金に係る
財産処分承認通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

宮崎市長

平成　　年　　月　　日付けで承認申請のありました財産の処分については、下記のとおり承認しましたので、地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金交付要綱第19条第４項の規定により通知します。

記

１　処分財産品名

２　承認の条件
（１）関係法令等に則り、適切に処分すること。
（２）財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。